

MIRATZ大鳥居保育園 重要事項説明書

(2024 年 4 月 1 日現在)

1. 事業者

事業者の名称	株式会社MIRATZ
代表者指名	岩田 陽介
法人の所在地	埼玉県川口市川口6丁目3番14号-3F
法人の電話番号	048-299-8735
事業内容	保育園の運営、体操教室の運営

2. 事業の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第1条 株式会社MIRATZが設置するMIRATZ大鳥居保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

【Mission（使命）】

- 女性活躍社会に向けて働く女性をサポート
- 心と体を育むことで、未来を担う子どもたちをサポート
- 地域と一緒に、子育て家庭をサポート

【Vision（ありたい姿）】

- 地域で最も貢献する組織
- 職員が最も輝ける組織
- 地域で最も愛される組織

【Value（行動規範）】

- 〔見守り〕
・1人1人の発達(年齢/個性)を理解した上で見守りをすることで、子どもの主体性が育つ保育を展開する
〔手を貸す〕
・子どもが達成感を味わえるような配慮をした上で手を貸すことで、子どもの主体性が育つ保育を展開する
・危険を伴う行為などには手を出して安全を確保する
〔褒め方〕
・子どもが褒められたことにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉かけ、関わりをする
・結果だけでなく、「チャレンジした過程・プロセスも褒める」を大切にする
〔叱り方〕
・他児に対して危害（暴力/言葉も含む）を加えた時、危険な行為をした時は、きちんと叱る
・叱る際は、理由とともにわかりやすい言葉で冷静に伝える

〔やってはいけない事〕

- 子どもに対して感情的に怒ること
- 子どもを交換条件で動かそうとすること（～しないとできない等）
- 子どもにレッテルを貼ること

【全園共通保育理念】

- 未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む
- 心豊かなエコ環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む
- みんなを親しみ愛し、太陽のように温かい心を持った子どもを育む

MIRATZでは、上記をすべての保育園での共通保育理念として掲げ、今後の社会を築く子どもたちの成長を助けるとともに、地域の子育てサポートにも力を入れています。

3. 保育園の概要

名称	MIRATZ大鳩居保育園
所在地	東京都大田区糀中3-8-8-101 ハイネスオートリ
認可又は認証年月日	2018年4月1日
電話番号	03-6423-8614
施設長氏名	石塚 真弓
乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	18名 (1歳児:9名 2歳児:9名)
職員数	9名
提供する保育の内容	月極保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めております
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年毎に1度受審し、その結果を情報公開しております
職員への研修実施状況	随時実施
嘱託医	山田医院 大田区羽田2-22-3
嘱託歯科医	きつずぽーと歯科・矯正歯科クリニック 大田区糀中2-8-10-1F

4. 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7：15～午後19：15まで
(うち延長保育時間)	標準保育：午後18：15～午後19：15 短時間保育：午前7：15～午前9：00／午後17：00～午後19：15
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

5. 施設の概要

敷地	民間地を借地 面積326. 6m ²		
建物	鉄骨コンクリート造 6階建ての1階 延べ床面積1062. 75m ²		
施設の内容	乳児室	1室	30. 05m ²
	保育室	1室	19. 68m ²
	幼児用トイレ	3個	
設備の種類	冷暖房、床暖房、防音		
安全保障	施設賠償責任保険加入		
その他	屋外遊戯場（代替場所 萩中公園 64. 000m ² ）		

6. 職員の職種、員数及び職務の内容

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	6人	保育士 4人	2人	保育士 2人	月により変動あり
保育補助					
調理員	2人	栄養士・調理士 1人	1人		
看護師					

※開所時間内は、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育にあたります。

7. 保育目標・計画

組・グループ	保育目標・計画
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者の下で過ごしながら、気持ちを受け止めてもらい、親しみと安心感を持つ ・探索活動を通して見る、聞く、触れる等の体験をし興味や好奇心を育む
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達への親しみとかかわりを深めながら自分の気持ちを安心して表していく ・相手を思いやる気持ちを持つ ・自分で頑張って「できた」の達成感を喜びや自信に繋げていく

年間行事

	イベント	その他行事
4月	入園・進級式	
5月	内科健診・歯科検診	
6月	運営委員会・保護者会	
7月	七夕・水遊び	
8月	水遊び・夏祭りごっこ	
9月	引き渡し訓練・福祉施設交流	
10月	ハロウィン散歩・保育参加（10～2月）	
11月	内科健診・歯科検診	
12月	クリスマス会	
1月	お正月遊び・初詣	
2月	節分会・運営委員会・個人面談	
3月	お別れ遠足・卒園式・保護者会	<p>【毎月実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・身体測定 <p>【随時実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お誕生会（各園児の誕生日に実施） ・不審者訓練（年1回以上） <p>【地域貢献活動／随時実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生職場体験受入れ ・学生ボランティア受入れ ・地域施設との連携交流 ・保育所体験の受入れ

8. 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

	1歳児クラス	2歳児クラス
7：15～		開園（随時登園） 午前検温（随時）
9：15～		朝の会
9：25～		午前おやつ おむつ交換
9：50～		主活動（お散歩など戸外活動他）
11：15～		昼食（年齢により多少前後します） 着替え・おむつ交換
12：30～		午睡・休息時間
14：30～		順次起床・検温
15：00～		午後おやつ
15：45～		降園準備 (午後の活動) 室内自由遊び（指先遊び・ブロック おままごとなど）
18：15～		(標準保育に対する延長保育時間)
18：30～		おやつ（補食）
～19：15		閉園

お散歩のコース

近隣にある公園、児童館にお散歩に行きます。また地域の行事にも参加する場合があります。

9. 餐食等について

餐食・おやつ・補食	保護者の方と毎月末までに献立承諾書の取り交わしを行い、月初に献立表をシステムで配信します
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら事前にご連絡ください。ご相談の上、除去する等の対応をとります (例) 卵・牛乳等
衛生管理等	集団給食施設届出を大田区保健所へ届出済です 調理師・栄養士・保育士は毎月検便を行います

10. 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用にあたっての留意事項

①利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 1 当園は、認定自治体が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託受けたときは、これに応じる。
- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、認定自治体が利用を取り消ししたとき。
 - (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 認定自治体が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

②保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする
月～金 午前7時15分～午後6時15分までとする
土 午前7時15分～午後6時15分までとする
ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、延長保育を提供する

③保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする
月～金 午前9時00分～午後5時00分までとする
土 午前9時00分～午後5時00分までとする

④延長保育

保育標準時間の利用者	午後6時15分から午後7時15分
保育短時間の利用者	午前7時15分から午前9時00分 午後5時00分から午後7時15分

⑤入園時に必要な書類等

- (1) 児童票（事前に配布）
- (2) 嘴託医による入園前事前健康診断結果
- (3) 教育・保育給付認定書
- (4) 印鑑

⑥保育園と保護者の連絡について

- (1) お子さんの保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、
保育園からはもちろん、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
毎朝9時までに必ず入力してください。できるだけ登園前に確認できるようご協力をお願いします。
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

⑦保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの バスタオル 1枚（午睡用）／おねしょシーツ 1枚（おむつが外れてから）
(2) 毎日持参するもの 口拭きタオル2枚・エプロン2枚・着替え・おむつ・巾着袋・汚れもの入れ用ビニール袋
※紛失、確認作業軽減のために、持ち物すべてに必ずご記名ください。

⑧保護者会について

年に2回、開催予定です。保育園からは行事や日々の保育の様子、理事会（又は運営委員会）の内容等に
聞することについてお知らせします。また、保護者の皆さんとの交流やご意見をうかがう場としています。

⑨運営委員会

年に2回、開催予定です。保護者役員、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び
事業者が様々な内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

⑩健康診断等について

- (1) 健康診断・歯科検診
年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）に
記載し、結果票でお知らせします。

- (2) 身体測定
毎月、身長・体重を測定します。結果については、各児童票（日々の成長記録）と
システムのすこやか手帳に記載します。
※その他、お子さんの日頃の様子でご心配事がありましたら、保育園にご相談ください。

⑪退所について

退所が決まりましたら、園からお渡しする退園届を園にご提出ください。

11. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- (1) 月極保育料 （標準保育：午前7：15～午後6：15／短時間保育：午前9：00～午後5時00分）
大田区により決定した保育料を園に直接お支払いください。※昼食代・おやつ代・補食代は月極保育料に含みます。
保育料は各家庭の区民税の所得税額等により決定し、金額の決定は年2回行われます。
- (2) 臨時の延長保育料：30分につき500円
延長保育時間 標準保育：午後6：15～午後7：15
短時間保育：午前7：15～午前9：00、午後5：00～午後7：15
- (3) 月極延長保育料：30分につき2,500円
延長保育時間 標準保育：午後6：15～午後7：15
※短時間保育の方はこちらに該当しません、臨時の延長保育料をお支払いください
- (4) 「MIRAフォト」による写真の販売

12. 支払い方法

以下のいずれかでお支払いいただきます。

- (1) 口座振替払（毎月27日に引落）
- (2) 現金振込払（納付期限 毎月27日 埼玉りそな銀行 岩槻支店 普通4995050 株式会社MIRATZ）

13. その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

- (1) 欠席または登園時間が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにシステム「園への連絡」でご連絡をお願いします
- (2) お迎えが遅れる場合は、お迎え予定時間の原則30分前までに電話でご連絡をお願いします
お迎えの方が変わる場合、必ずお迎え予定の方から園へ電話連絡してください。ご連絡をいただけないとお引き渡しにお時間を頂戴する事があります。ご承知おきください。
- (3) 登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
- (4) 集団生活の場ですので、次の場合は登園はお控えください。
 - ・熱が38.0度以上ある場合
 - ・下痢または嘔吐が24時間以内に2回以上続いている場合、固形の食事が取れていない場合、
 - ・通常取れている食事（固形の食事）や水分が取れていない場合また、37.5度以上ある場合は、保育士に口頭にてお伝えください。
様子を見ながらお預かりし、体調に変化があるようでしたら一報を入れさせていただきます。
- (5) 投薬は医療行為に当たるため、原則行いません。
- (6) 臨時に延長保育が必要な場合は、お迎え予定時間の30分前までにご連絡をお願いします。
- (7) 日曜、祝祭日でも保育園の電話番号は通じるように設定しています。
- (8) 熱性けいれんは医師による指示書と保護者様の同意書が必要です。既往歴がある場合は37.5度でお迎えをお願いします。
- (9) 必ず閉園時間までのお迎えをお願いします。閉園を過ぎてのお迎えが続くなど園運営に支障をきたす場合は、
利用契約書に則った措置を講じる事があります。
- (10) 送迎は、保護者様の責任において、必ず実施をお願いします。

14. 施設賠償責任保険の加入

対人	1名	1,000万円
	1事故	5,000万円
対物	1事故	100万円

15. 緊急時等における対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。
- (3) マニュアルを基に適切に対処しますが、場合によって近隣病院への受診も行います。

嘱託医	氏名	山田医院
	所在地	東京都大田区羽田2-22-3
	電話	03-3741-2258
嘱託歯科医	氏名	きっすぽーと歯科・矯正歯科クリニック
	所在地	東京都大田区萩中2-8-10-1F
	電話	03-5735-5735
救急隊	管轄消防署名	蒲田消防署 羽田出張所
	所在地	東京都大田区本羽田3-1-2
	電話	03-3745-0119
警察署	管轄警察署名	蒲田警察署
	所在地	東京都大田区蒲田本町2-3-3
	電話	03-3731-0110

16. 非常災害時対策

消防計画作成 届出書	蒲田消防署 防火管理者 氏名 石塚 真弓
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	一時避難場所 萩中小学校
	広域避難場所 萩中公園

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

日頃より児童虐待を防ぐために早期発見に努めますが、虐待発見時には以下の対応をいたします。

- ①虐待が疑われた際に虐待予防チェックシートを記入
- ②園長は家庭環境や保護者の心理状況、園児の様子を把握し、大田区子ども家庭部と相談のうえ、必要に応じ、児童相談所へ連絡する。
- ③職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携を取りながら継続的に援助していく。（園全体で情報を共有）
- ④スタッフは保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ、十分に配慮を行う。

18. 保育内容に関する相談・苦情

MIRATZ大鳥居保育園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	
相談・苦情解決責任者	氏名 石塚 真弓 (役職:施設長)
相談・第三者委員	
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

19. 第三者評価（直近受審日）

令和6年1月5日／3年毎の受審：次回令和8年受審予定